

学校いじめ防止基本方針

宮城県石巻北高等学校飯野川校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や心身に重大な危険を生じさせるものである。

本校は、本校生徒の尊厳と生命・心身の安全を保持するため、全教職員が一致協力するとともに、地域、家庭、関係機関と連携の下、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ）の対策を行う。

2 「校内いじめ検討委員会」及び「いじめ問題対策委員会」の設置

本校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「校内いじめ検討委員会」及び「いじめ問題対策委員会」を設置する。

(1) 校内いじめ検討委員会

本委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行い、加えて、いじめの相談・通報の窓口としての役割や、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有などを行い、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。いじめに関する問題が重大な案件と判断した場合、「いじめ問題対策委員会」に対応に関する検討を依頼する。

(2) いじめ問題対策委員会

上記「校内いじめ検討委員会」より依頼を受け、その問題の解決にあたる。

3 いじめの防止等に関する取り組み

(1) いじめの防止

① いじめに対する共通理解

○職員全員のいじめの問題に対する取組の徹底を図るため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議により共通理解を図る。

○いじめの防止等に対する取り組み状況等についてチェックリストを作成し（年度初配布・年度末点検）、計画的に点検を実施し、その結果を共有するなどして共通理解を図る。

○校長や教職員は、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という、いじめを許容しない雰囲気を学校全体に醸成し、生徒のいじめ未然防止への意識を高める。

② 生徒指導の充実

○生徒をいじめに向かわせないための指導の基本は、「居場所づくり」や「絆づくり」である。生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

○生徒指導の三機能（自己存在感、共感的な人間関係の育成、自己決定の場を与える）を生かして、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることで、生徒一人一人に自己有用感や自己肯定感を育む。

(2) いじめの早期発見

① いじめの認知

○いじめは、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示すささいな変化や危険信号をも見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

② 実態把握と情報共有

○いじめの実態把握のため、以下の体制を整備し、いじめに関する情報を全職員で共有する。

- ・生徒への定期的なアンケート調査（記名式）や教育相談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制を整備する。
- ・保護者面談の実施や保護者用チェックシートを積極的に活用し、家庭で気になった様子等について、保護者が抵抗なく相談ができる体制を整備する。
- ・地域の方から、通学時の様子を寄せてもらえるよう、日頃から管内青少年補導員や生活安全課等と連携を図り、地域の方々が連絡しやすい体制を整備する。

(3) いじめへの対処

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

○いじめ又はいじめと疑われる行為は、その場でその行為を止める。

○いじめと疑われる行為には、教員が早い段階から関わりを持つ。

○いじめの被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先する。

○生徒又は保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

○相談・発見・通報を受けた教員は、「校内いじめ検討委員会」に直ちにその情報を提供し、いじめであるかどうかの調査・判断を組織的に行う。

○いじめの通報（法第23条）を受けた場合は、事実の有無にかかわらず、その事実確認の結果を県教育委員会に報告する。

○いじめであるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。

○いじめの中には、教育的配慮や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応が必要なものがある。

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、早期に警察に相談をする。
- ・いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報する。（「4 重大事案への対処」に詳述）

② いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

○いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う際は、「あなたは悪くない」ということをはっきり伝え、自尊感情を高めることに留意する。

○いじめを受けた生徒の保護者には、迅速に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。

○いじめを受けた生徒の保護者に対して、事実確認のために聞き取りやアンケート等により判明した情報について適切に提供する。

○いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。

③ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

○いじめた生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動等を反省させ、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

- 多くの生徒が被害と加害の立場を入れ替わりを経験するという調査結果を踏まえ、加害生徒が相手側の生徒に意図せず心身の苦痛を感じさせてしまっている場合については、必ずしも厳しい指導を行うとは限らないことに留意する。
- 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
- 学級、部活動等の所属集団の構造上、観衆・傍観者もいじめに加担する行為であることを理解させ、集団全体で話し合うなどして、いじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導を行う。
- ④ ネット上のいじめへの対応
 - ネット上の不適切な書き込みについては、被害拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。
 - 県教育委員会と連携しネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に取り組む。
 - ネット上のいじめやトラブルを防止するためにも、情報手段を効果的に活用できる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を充実させる。
 - 保護者にネット上のいじめの問題についての理解を啓発するとともに、併せて、ネット被害未然防止のためにもフィルタリング機能の利用促進について理解を求める。

4 重大事態への対処

(1) 事実関係を明確にするための調査

① 調査組織

- 「校内いじめ検討委員会」及び「いじめ問題対策委員会」を母体として、法第28条第1項に掲げる事態（以下「重大事態」という。）の性質に応じて適切な専門家を加え組織的に調査を行う。
- 本調査によって、全教職員は事実に向き合い、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。
- 調査に当たっては、県教育委員会の指導・支援の下、関係機関と適切に連携し、対応に当たる。

② いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

- いじめの被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- いじめを受けた生徒から十分聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- 質問紙調査によって、当該事案の事実関係が広く明らかになることで、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

③ いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- 当該生徒や保護者の要望意見を迅速に聴取し、今後の調査について当該保護者と十分に協議して調査に着手する。
- 調査の方法は、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取りなどを行う。

④ その他の留意事項

- 調査の結果、重大事案であると判断した場合においても、未だ一部が解明されたにすぎない場合があり得ることから、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。（事実関係の全容が十分に明確にされたと判断できる場合はその限りではない）

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係（いつ、誰から、どのような態様で行われたか、学校がどのように対応したか）について説明をし、適時・適切な方法で経過報告をする。
- 情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、

適切に行う。

○質問紙調査に記入された内容をいじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることについては、調査実施前に、調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

② 調査結果の報告

○調査結果については県教育委員会を通じて宮城県知事に報告をする。

○上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、調査結果報告にいじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添えて宮城県知事に送付する。

5 その他の留意事項

(1) いじめ対策年間指導計画

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画を作成する。計画の実施に当たっては、保護者や生徒に周知する。

(2) 組織的指導体制

いじめの問題への対応は、校長を中心に全職員が一致協力体制を確立し、一部の教職員が抱え込むことのないよう「校内いじめ検討委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

「校内いじめ検討委員会」に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするためにも、日頃からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

(3) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施する。

(4) 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的取組の状況を評価し、評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

(5) 地域や家庭との連携

学校基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広げるとともに、保護者面談、家庭訪問や学校通信などを通じて地域や家庭との緊密な協力関係を図る。

(附則)

- 1 この基本方針は、平成26年4月1日から運用する。

校内いじめ検討委員会設置要綱

(設置)

第1 学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ）に関する措置を実効的に行うため、校内いじめ検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 検討委員会は、次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対策を講ずるものとする。

- (1) いじめ防止基本方針の策定及びいじめ防止等の年間計画に関すること。
- (2) いじめの実態把握に関すること。
- (3) いじめの対処に関すること。
- (4) 学校と家庭、地域や関係機関との連携及び施策の調整に関すること。
- (5) その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。
2 委員長は校長、副委員長は副校長の職にある者をもって充てる。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(調査部会)

第5 いじめ事案及び重大事態発生した時に調査を行うときは、委員会に調査部会を置くことができる。
(1) 調査部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
(2) 当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を行う。

(事務局)

第6 検討会議に付議すべき事項をあらかじめ調査、整理するため事務局を置く。
(1) 事務局は、生徒指導部をもって充てる。
(2) 事務局長は、生徒指導部長の職にある者をもって充てる。

(関係者の出席)

第7 委員長は、必要があると認められるときは、検討委員会又は事務局会議に関係者の出席を求めることができる。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から運用する。

いじめ問題対策委員会設置要綱

(設置)

第1 学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ）に関する措置を実効的に行うため、いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 「校内いじめ検討委員会」に掲げる内容に加え、問題等の対策に必要な事項に関して適切かつ迅速に対策を講ずる。

(組織)

第3 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。
2 委員長は校長、副委員長は副校長及びPTA会長の職にある者をもって充てる。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(調査部会)

第5 いじめ事案及び重大事態発生時には「校内いじめ検討委員会」の報告を受けるものとする。「校内いじめ検討委員会」より重大事態発生 of 報告を受け、調査を行ったときは委員会に調査部を置くことができる。
(1) 調査部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
(2) 当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を行う。

(事務局)

第6 対策会議に付議すべき事項をあらかじめ調査、整理するため事務局を置く。
(1) 事務局は、生徒指導部をもって充てる。
(2) 事務局長は、生徒指導部長の職にある者をもって充てる。

(関係者の出席)

第7 委員長又は事務局長は、必要があると認められるときは、対策委員会又は事務局会議に関係者の出席を求めることができる。

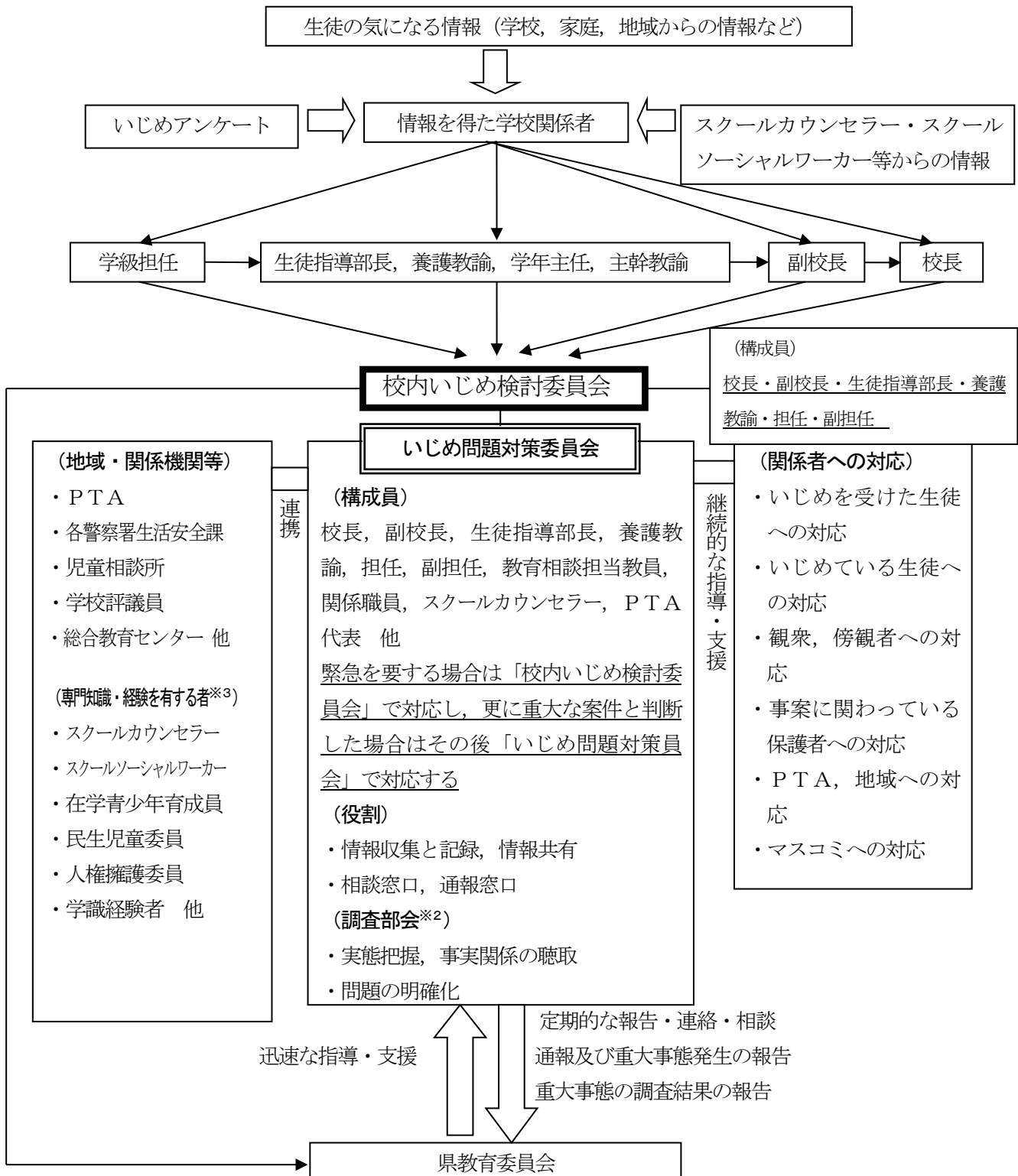
(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から運用する。

【いじめ問題対策委員会】



※1 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民の参画を求める。(宮城県いじめ防止基本方針 p 1 2)

※2 いじめ事案及び重大事態発生時に調査を行うときは、委員会に調査部会を置くことができる。(いじめ問題対策委員会設置要綱 第5)

※3 重大事態において、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の「いじめ問題対策委員会」等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。(宮城県いじめ防止基本方針 p 1 7)

いじめ対策年間計画 ■：教職員間の活動 ○：生徒、教師、保護者の活動

	実施計画		留意点等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■学校間、学年間の情報交換・指導記録の引継 ■いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議設置 ■いじめの未然防止に向けた取組の確認(チェックシート) ○いじめ根絶宣言(校長の決意を表明) ○学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 ○個人点検の配布 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議等 始業式等 HR活動 保護者会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換・指導記録の引継では、いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き出す。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内研修「いじめの未然防止」 ●「学校生活アンケート」の実施と対応 ○面談・教育相談の実施 ○行事等を通じた人間関係づくり 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○話し合い活動「学級の諸問題」 	HR活動	<ul style="list-style-type: none"> ・6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価の実施 ○行事等を通じた人間関係づくり ●「学校生活アンケート」の実施と対応 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策を点検する。 ・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ■SCによる教育相談に係る研修会の開催 ■教育相談に係る研修会への参加 ○夏休み明けの生徒の変化の把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・相談技術を高めるために校内研修会を開催する。外部の研修会も活用する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休み明けの教育相談の実施 ○行事等を通じた人間関係づくり ○いじめを考える集会 	全校集会	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み後であることから、必要に応じて教育相談を実施する。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内研修「いじめの早期発見・早期対応」 ●「学校生活アンケート」の実施と対応 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの問題について理解を深める。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○話し合い活動「学級の諸問題」 	HR活動	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の人間関係の変化に留意する。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間(人権意識啓発活動) ○面談・教育相談の実施 ○学校評価の実施(生徒・保護者アンケート) ○学校点検・個人点検の実施 ●「学校生活アンケート」の実施と対応 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○冬休み明けの生徒の変化の把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の変化を確認する。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○話し合い活動「学級の諸問題」 ●「学校生活アンケート」の実施と対応 	HR活動	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係の不安解消への対応を考える。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ■記録の整理、引継資料の作成 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。

※計画的に「学校生活アンケート」を実施する。

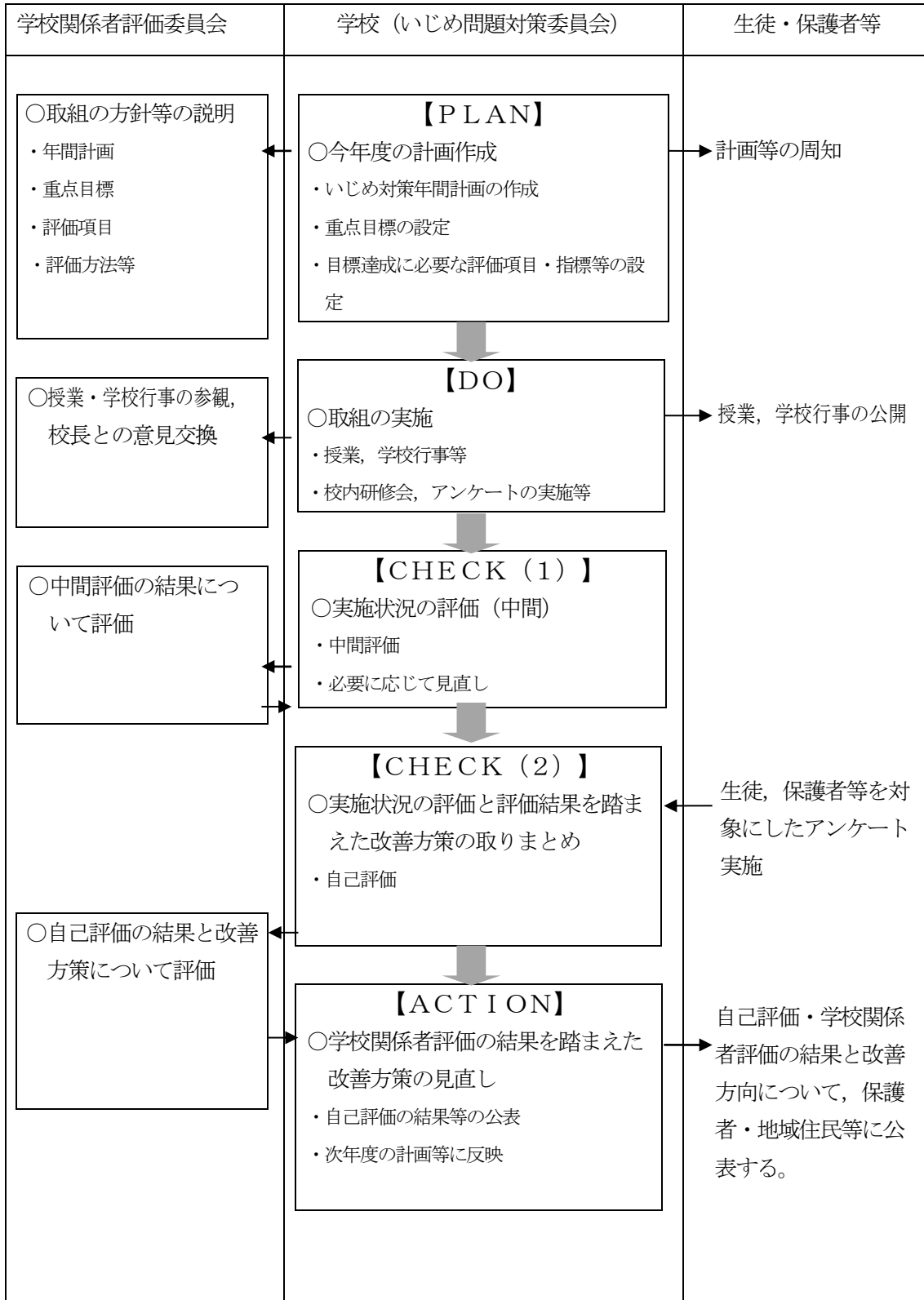
いじめの問題の指導に関する個人点検

No	点検項目	1	2	3	4
		十分行っている	ある程度行っている	あまり行っていない	行っていない
1	あなたは、「いじめは絶対に許されない」との強い意識に立って指導にあたっていますか。	1	2	3	4
2	あなたは、日常の教育活動を通じ、生徒の好ましい人間関係の醸成に努めていますか。	1	2	3	4
3	あなたは、日常の教育活動を通じ、生徒同士の好ましい人間関係の醸成に努めていますか。	1	2	3	4
4	あなたは、授業やホームルーム活動などの時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導をしていますか。	1	2	3	4
5	あなたは、いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、的確に対応していますか。	1	2	3	4
6	あなたは、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応していますか。	1	2	3	4
7	あなたは、生徒の生活実態について、たとえば二者面談やアンケート調査を行うなど、きめ細かく把握に努めていますか。	1	2	3	4
8	あなたは、いじめの把握にあたっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めていますか。	1	2	3	4
9	あなたは、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問やクラス通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っていますか。	1	2	3	4
10	あなたは、いじめが解決したと思われる場面でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っていますか。	1	2	3	4

いじめの問題の指導に関する学校点検

No	点検項目	1	2	3	4
		十分行っている	ある程度行っている	あまり行っていない	行っていない
1	本校では、いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践にあたっている。	1	2	3	4
2	本校では、いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、職員間の共通理解を図っている。	1	2	3	4
3	本校では、いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立している。	1	2	3	4
4	本校では、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切に指導などの充実に努めている。	1	2	3	4
5	本校では、「いじめは人間として許さない」との強い認識に立って指導にあたっている。	1	2	3	4
6	本校では、学校全体として、校長をはじめ各教員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うように努めている。	1	2	3	4
7	本校では、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。	1	2	3	4
8	本校では、いじめを行う生徒に対しては、特別指導の他、警察との連携による措置を含め、毅然とした対応を行うことにしている。	1	2	3	4
9	本校では、いじめられる生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応をしている。	1	2	3	4
10	本校では、いじめの把握にあたっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めている。	1	2	3	4
11	本校では、いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応をしている。	1	2	3	4
12	本校では、いじめの解決のため、県教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、総合教育センター、法務局、警察等の関係機関と連携協力を行っている。	1	2	3	4
13	本校では、生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が校内に整備されている。	1	2	3	4
14	本校では、学校における教育相談について、保護者も十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっている。	1	2	3	4
15	本校では、教育相談の実施にあたっては、必要に応じて総合教育センターなどの専門機関との連携が図られている。	1	2	3	4
16	本校では、総合教育センター、24時間いじめ相談ダイヤル、法務局等学校以外の相談窓口について周知や広報の徹底が行われている。	1	2	3	4
17	本校では、生徒の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われている。	1	2	3	4
18	本校では、学校いじめ防止基本方針などいじめの対処方針や指導計画などを公表し、保護者や地域住民の理解を得ようと努力している。	1	2	3	4
19	本校では、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっている。	1	2	3	4
20	本校では、PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ関係について協議をする機会を設け、いじめ防止等に向けて地域ぐるみの対策を進めている。	1	2	3	4

学校評価の進め方



いじめを認知したときの対応チェックシート（学校用）

No	チェック項目	確認
1	いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。	
2	管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
3	いじめられた生徒の安全確保がなされている。	
4	いじめられた生徒から、いじめの内容について十分に話を聞くことができる。	
5	県教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。	
6	いじめた生徒からいじめられた生徒と同じ内容の話を聞くことができる。	
7	当該生徒の保護者への第一報を行っている。	
8	いじめ問題対策委員会調査部会を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。	
9	職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。	
10	校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。	
11	いじめられた生徒の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
12	必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。	
13	いじめた生徒や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。	
14	いじめた生徒の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。	
15	県教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。	
16	P T Aと連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組んでいる。	
17	地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組んでいる。	
18	「いじめが再発していないか」、「いじめられた生徒がいやな思いをしていないか」など、見守っている。	
19	いじめられている生徒の不安がなくなり、安心して学校生活が送れるようになっている。	

家庭でできるいじめチェックリスト（保護者用）

家庭で確認し、心配な点があれば、学校まで遠慮なく相談して下さい。

	チェック項目	大丈夫	心配
服装所持品	靴や衣服の汚れ、破れが見られるようになる。		
	所持品がなくなったり、壊されたり、落書きされている。		
	家庭から金品を持ち出している。		
	ナイフ等、危険な物を隠し持つようになる。		
言動等	風呂に入りたがらなくなる		
	表情が暗い		
	学校のことを聞くと、嫌な顔をしたり、口数が少なくなったり、怒ったりする。		
	学校を休もうとしたり、やめたい等と言ったりする。		
	欠席、遅刻、早退が増えている。		
	登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気等を訴え、登校を渋る。		
	帰宅時間が、早くなったり、遅くなったりする。		
	急激に成績が下がる。		
	親しい友達が遊びに来なくなり、連絡がなくなる。		
	今までと違う友達と付き合うようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになり、家族と話しをしたがらなくなる。		
	言葉づかいが乱暴になり、イライラしたり、おどおどしたりして、情緒が不安定である。		
	何に対しても投げやりで集中がない。		
お金の要求が増える。			
非行行動（万引き等）が急に見られる。			
自己否定的な言動（自傷行為等）が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。			
身体健康等	体にあざがある。		
	よくけがをしている。		
	最近、食欲がない。		
	夜眠れないことが増えているようだ。		
その他	普段の生活を観察していて、不安な点や心配な点を記入してください。		

重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」【被害生徒用】

令和 年 月 日

時刻： 時 分から

時 分まで

記録者：

年 組 氏名 _____

<いじめを受けた場面>

いつ (いつ頃から)	どこで	誰にどんなことをされたか・誰にどんなことを言われたか ※その時の気持ちはどうだったか	近くにいた人
月 日 時			

<説明図(誰にどの位置でどんなことをされたかなど)>

<メモ>

重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」【加害・傍観生徒用】

令和 年 月 日
時刻： 時 分から
時 分まで
記録者：

年 組 氏名 _____

<加害に至ったきっかけ>

<いじめを行った, または, いじめを見た場面>

日時	場所	誰が誰にどんなことをしたか (したのを見たか)・誰がどんなことを言ったか (言ったのを聞いたか)	近くにいた人
月 日 時			

<説明図 (誰がどの位置でどんなことをしたかなど) >

<メモ>

いじめに悩んでいる時には・・・

いつでも相談できるところ（24時間OK）

- ◇ 24時間いじめ相談ダイヤル（文部科学省全国統一相談ダイヤル）
0570-0-78310 電話相談 毎日24時間
- ◇ いじめ110番（県警少年テレホン）
022-221-7867 電話相談 毎日24時間
- ◇ ヤングテレホン相談（仙台市子供相談支援センター）
0120-7830-17 電話相談 毎日24時間（※携帯・PHSは利用不可）
022-222-7830 電話相談 毎日24時間（※携帯・PHSは利用可，有料）
- ◇ 仙台いのちの電話
022-718-4343 電話相談 毎日24時間

県教育委員会関係

- ◇ 教育相談ダイヤル（宮城県総合教育センター）
022-784-3568 電話相談 月～金曜日 9時～16時（年末年始休み）
- ◇ 子どもの相談ダイヤル（宮城県総合教育センター）
022-784-3569 電話相談 月～金曜日 9時～16時（年末年始休み）
- ◇ 各地域教育事務所（電話相談・面接相談（要予約））
 - ・大河原教育事務所 0224-53-3111 ・仙台教育事務所 022-275-9111
 - ・北部教育事務所 0229-91-0739 ・北部教育事務所栗原地域事務所 0228-22-2139
 - ・東部教育事務所 0225-95-7949 ・東部教育事務所登米地域事務所 0220-22-6111
 - ・南三陸教育事務所 0226-24-2573

児童相談所関係

- ◇ 児童相談所 電話相談・面接相談 月～金曜日 8時30分～17時15分
 - ・仙台中央児童相談所 022-784-3583
 - ・北部児童相談所 0229-22-0030
 - ・東部児童相談所 0225-95-1121
 - ・東部児童相談所気仙沼支所 0226-21-1020

法務局関係

- ◇ 子どもの人権110番 電話相談 月～金曜日 8時30分～17時15分
0120-007-110（全国共通無料 IP電話は利用不可）
※IP電話を利用の際は下記番号（有料）
 - ・（人権擁護部）022-225-6070
 - ・（塩竈支局）022-366-1200
 - ・（古川支局）0229-22-1200
 - ・（石巻支局）0225-94-1200